

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、衆議院提出（本院継続）1件、本院議員提出（本院継続）2件の合計7件であり、内閣提出4件及び衆議院提出1件を可決した。

また、本委員会付託の請願14種類118件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

第154回国会に衆議院から送付され、本委員会に付託された後、継続審査となっていた銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関の株式保有制限に伴う株式持ち合い解消等による株式売却圧力に起因する株価の低迷と、それに伴う金融システム不安への対応の必要性から、事業法人による株式持ち合い関係の解消に伴う銀行株の処分の円滑を図るため、一定の要件のもとで銀行等保有株式取得機構が事業法人から銀行等の株式を買い取ることを可能とするものである。

委員会では、銀行等保有株式取得機構のそもそもの目的、事業会社が保有する銀行株の売却上限を銀行による売却価額の2分の1とした理由等について質された。また、銀行等保有株式取得機構と日銀による銀行保有株式買取りとの役割の差異について、発議者の相沢英之衆議院議員より「目的は同じであり、相互補完的な効果が期待できる」旨の発言があった。採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

「特殊法人等改革基本法」に基づき、13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の円滑な実施に資するため、独立行政法人個別法46法案が本国会に提出された。これらのうち、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案は、財務省所管の認可法人である通関情報処理センター及び日本万国博覧会記念協会を解散し、「独立行政法人通関情報処理センター」及び「独立行政法人日本万国博覧会記念機構」を設立し、それらの名称、目的、業務の範囲等を定めるものである。

委員会では、両法律案は一括して審議され、通関情報処理システムの利用料水準の妥当性、万博記念公園の利用について地元の意見を吸い上げる必要性、国及び地方の出資状況を踏まえた独立行政法人の在り方等について質された後、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関が担う資金決済の安定確保を図るため、金融機関の破綻時に全額保護される決済用預金を設けるとともに、仕掛けかり中の決済の結了のための措置等を講じ、あわせて流動性預金の全額保護の特例を平成17年3月末まで2年延長するものである。

また、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案は、金融機関の合併等を促進し、その経営基盤の強化を図るため、当分の間、預金保険機構による資本の増強等特別の措置を講じるものである。

委員会においては、両法律案は一括して審議され、ペイオフ全面解禁延期の経緯、決済

用預金導入の意義、合併等の促進策に係る政府保証枠を1兆円要求する根拠、地域金融のあるべき姿等について質疑が行われた。なお、参考人として株式会社みずほホールディングス取締役社長前田晃伸君外7名の金融機関・業界の代表を招致し、意見を聴取した。

質疑終了後、預金保険法等改正案に対し、民主党・新緑風会より、流動性預金の全額保護の特例を1年延長して平成16年3月末までとするとともに、決済用預金に係る改正部分を削除することを内容とする修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は否決され、両法律案は原案どおり可決すべきものとされた。

地域金融の円滑化に関する法律案は、地域金融の円滑化に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責任を明らかにするとともに、地域金融の円滑化に対する個々の銀行等の寄与の程度に関する評価の制度を設けるものである。

また、**特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案**は、特定NPO法人の活動を促進するため、所得税の寄付金控除に係る特定寄付金の対象の拡大、法人税の寄附金の損金算入に係る一般寄附金以外の寄附金枠の対象の拡大並びに認定特定非営利活動法人に係る損金算入限度額の特例の創設、税率の軽減及び課税の特例の創設等を行うものである。

両法律案は、第154回国会において本院議員より提出され、本委員会に付託された後、継続審査となっていたものである。

委員会では、両法律案に対し、地域金融円滑化の評価基準の在り方、現行の特定NPO法人認定要件における問題点等について質されたが、いずれも審査未了となった。

〔国政調査等〕

10月29日、塩川財務大臣及び竹中金融担当大臣より、財政政策及び金融行政等についての発言を聴取した。塩川大臣は、「15年度予算については、実質的に14年度の水準以下に抑制するとの目標の下、歳出規模の抑制を図るとともに予算配分の重点化、効率化を行う」と述べた。また、竹中金融担当大臣は、「16年度には不良債権問題を終結させるため、具体策を早急に取りまとめるとともに、不良債権処理と企業再生を一体として取り組む」旨発言した。

10月31日、同月30日に発表された「金融再生プログラム」等に関連して、塩川財務大臣、竹中金融担当大臣及び速水日銀総裁等に対する質疑を行い、不良債権の発生原因と「金融再生プログラム」の効果、産業再生機構とRCCの差異、不良債権処理加速策の具体的な内容、日銀の銀行保有株式買入れの考え方等について質された。不良債権処理に関する政府方針について、竹中大臣より「資産査定とガバナンスの強化を通じて16年度には不良債権比率を現在の半分に低下させ、不良債権問題の解決を図りたい」旨の発言があった。

次いで、11月7日にも塩川財務大臣、竹中金融・経済財政政策担当大臣、速水日銀総裁等に対する質疑を行い、金融システム安定化の方策、中小企業向け融資の在り方、銀行の融資姿勢、NPO法人の経済的意義等について質された。日銀が銀行保有株式の買入れを行う理由について、速水日銀総裁より「株式の20%近くを銀行が持っているというのは極めて異例なことであり、日銀の買入れによって銀行の株式の保有を減らし、銀行の信用仲介機能を活性化させたい」旨の発言があった。

11月14日、参考人として、慶應義塾大学経済学部教授吉野直行君、慶應義塾大学商学部

教授深尾光洋君、株式会社整理回収機構代表取締役社長鬼追明夫君を招致し、「金融再生プログラム」及び「改革加速のための総合対応策」等に関する意見を聴取した上で、総合デフレ対応策と産業再生機構の効果、「金融再生プログラム」の実行がデフレ圧力を加速させる可能性、民間投資の活性化のために必要な社会資本整備の具体例等について質疑を行った。

11月21日、今後の金融監督行政及び経済財政運営等に関連して、塩川財務大臣、竹中金融・経済財政政策担当大臣及び速水日銀総裁等に対する質疑を行い、今年度の税収見込み額に不足が生じることとなった理由、実体経済の状況を踏まえた金融行政の在り方、デフレ下で財政構造改革を行うことの懸念等について質された。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年10月31日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 不良債権発生の原因と「金融再生プログラム」の効果に関する件、銀行への公的資金投入の可能性とその規模に関する件、新たな産業再生機構の機能とRCCとの違いに関する件、日本銀行による銀行保有株式買入れの考え方に関する件、JT子会社の撤退が地域経済に与える影響に関する件、不良債権処理の加速策の具体的な内容に関する件、更なるデフレ対応策策定の時期に関する件等について竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、参考人日本銀行総裁速水優君及び日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長箕正三君に対し質疑を行った。

○平成14年11月7日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 金融システム安定化の方策に関する件、中小企業向け金融の在り方に関する件、銀行の融資姿勢に関する件、日本銀行の株式買入れに関する件、NPO法人の経済的意義に関する件、不良債権処理に関する件等について竹中国務大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、参考人日本銀行理事三谷隆博君、同銀行総裁速水優君及び同銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

○平成14年11月14日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 金融再生プログラム及び改革加速のための総合対応策等に関する件について参考人慶應義塾大学経済学部教授吉野直行君、慶應義塾大学商学部教授深尾光洋君及び株式会社整理回収機構代表取締役社長鬼追明夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第25号）について発議者衆議院議員相沢英之君から趣旨説明を聴き、
地域金融の円滑化に関する法律案（第154回国会参第3号）について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴き、
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（第154回国会参第8号）について発議者参議院議員峰崎直樹君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第25号）
地域金融の円滑化に関する法律案（第154回国会参第3号）
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（第154回国会参第8号）

以上3案について発議者参議院議員櫻井充君、同峰崎直樹君、同吉川春子君、発議者衆議院議員相沢英之君、同石井啓一君、同小池百合子君、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日（木）（第6回）

- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第25号）について討論の後、可決した。
(第154回国会衆第25号) 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、無
欠席会派 無

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 税収の減収見込額に関する件、中小企業への融資の実態に関する件、日本の金融システムと金融政策に関する件、日本銀行の株式買入れに関する件、旧日赤従軍看護婦の処遇に関する件等について塩川財務大臣、竹中国務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君及び同銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。
- 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（閣法第19号）（衆議院送付）
以上両案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（閣法第19号）（衆議院送付）
以上両案について塩川財務大臣、小林財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行理事三谷隆博君及び国民生活金融公庫総裁尾崎謙君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第18号) 賛成会派 自保、民主、公明、無
反対会派 共産、国連
欠席会派 無

(閣法第19号) 賛成会派 自保、公明、無
反対会派 民主、共産、国連
欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第61号) (衆議院送付)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案 (閣法第62号) (衆議院送付)

以上両案について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

○預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第61号) (衆議院送付)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案 (閣法第62号) (衆議院送付)

以上両案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

○平成14年12月3日（火）（第9回）

- 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第61号) (衆議院送付)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案 (閣法第62号) (衆議院送付)

以上両案について参考人株式会社みずほホールディングス取締役社長前田晃伸君、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長三木繁光君、株式会社UFJ銀行取締役頭取寺西正司君、株式会社三井住友銀行頭取西川善文君、社団法人全国地方銀行協会会长平澤貞昭君、社団法人第二地方銀行協会会长森本弘道君、社団法人全国信用金庫協会会长長野幸彦君及び社団法人全国信用組合中央協会会长田附良知君に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

○預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第61号) (衆議院送付)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案 (閣法第62号) (衆議院送付)

以上両案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成14年12月10日（火）（第11回）

- 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案（閣法第62号）（衆議院送付）
以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第61号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、無
（閣法第62号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、無

○平成14年12月12日（木）（第12回）

- 請願第96号外117件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する 法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、通関情報処理センターを解散して独立行政法人通関情報処理センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

- (1) 独立行政法人の名称は、独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）とする。
- (2) センターは、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。
- (3) センターは、非公務員型の独立行政法人とし、また、運営費交付金の交付を予定しない独立採算型の独立行政法人とともに、主たる事務所を東京都に置く。
- (4) センターの資本金は、政府及び政府以外の者から現行の通関情報処理センターへ出資があったものとされた金額の合計額とする。また、センターは、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、資本金を増加することができる。

2 役員及び職員

- (1) センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くほか、理事3人以内を置くことができる。
- (2) センターの役職員につき、秘密保持義務を課すとともに、刑法その他の罰則の適用について、みなし公務員の取扱いを行う。

3 業務等

- (1) センターは、その目的を達成するため、次の業務を行う。
 - ① 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機等の使用、管理のほか、プログラム、データ、ファイルの作成、保管等を行うこと。
 - ② 税関手続に係る国際貨物業務の関連業務に関する情報を送受信するために必要な電子計算機等の使用、管理のほか、プログラム、データ、ファイルの作成、保管等を行うこと。
- (2) 積立金の処分は、次のとおりとする。
 - ① センターは、中期目標の終了時において、積立金の残高がある場合には、財務大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てができる。
 - ② センターは、①により業務の財源に充ててもなお金額の残余があるときは、一定の基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。
- (3) 財務大臣は、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保するため又は電子情報処理組織による税関手続の処理を関税等に関する法令の規定に適合したものとするため、緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、必要な措置をとることを求める

ことができる。

4 施行期日

この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、一部の規定については、公布の日から施行する。

【電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 通関情報処理センター及び日本万国博覧会記念協会の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分發揮されるよう、その運用に万全を期すること。
- 一 両独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 一 両独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、財務大臣は、両独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 一 両独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

右決議する。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本万国博覧会記念協会を解散して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

- (1) 独立行政法人の名称は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念することを目的とする。
- (3) 機構は、非公務員型の独立行政法人とし、また、運営費交付金の交付を予定しない独立採算型の独立行政法人とするとともに、主たる事務所を大阪府に置く。
- (4) 機構の資本金は、政府及び地方公共団体から日本万国博覧会記念協会へ出資があつたものとされた金額の合計額とする。また、機構は、必要があるときは、財務大臣の

認可を受けて、資本金を増加することができる。

2 役員及び職員

- (1) 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くほか、理事2人以内を置くことができる。
- (2) 機構の役職員につき、刑法その他の罰則の適用について、みなし公務員の取扱いを行う。

3 業務等

- (1) 機構は、その目的を達成するため、次の業務を行う。
 - ① 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。
 - ② 日本万国博覧会記念基金を管理、運用すること及びその運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- (2) 機構は、(1)の①の業務に必要な費用に充てるため、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本万国博覧会記念機構債券を発行することができる。
- (3) 機構は、業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために日本万国博覧会記念基金を設ける。
- (4) 積立金の処分は、次のとおりとする。
 - ① 機構は、中期目標の終了時において、積立金の残高が増加する場合には、一定の基準により計算した額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。
 - ② 機構は、①の納付をしてもなお金額の残余があるときは、財務大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定については、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）と同一内容の附帯決議が行われている。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、金融機関の行う資金決済が果たす役割的重要性にかんがみ、金融機能の一層の安定化を図るため、破綻金融機関に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する預金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 預金保険法の目的の改正

預金保険法の目的に、破綻金融機関に係る資金決済の確保を図ることを加える。

2 決済用預金の全額保護等

- (1) 為替取引等に用いられ、かつ、要求払い・無利子である預金については、決済用預金として、金融機関の破綻時に預金保険機構（以下「機構」という。）が、その全額を保護する。
- (2) 金融機関においては、破綻した場合に決済用預金の円滑な払戻し等を確保するための措置を講じなければならない。

3 仕掛かり中の決済の履行確保等

- (1) 金融機関が破綻前に依頼を受けた振込等、仕掛かり中の決済の結了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務を全額保護する。
- (2) 機構は、仕掛かり中の決済の結了のため必要があると認めるときは、破綻金融機関に対して必要な資金を貸し付けることができる。
- (3) 金融機関間の決済システムにおいて仕掛かり中の決済を結了させることができるよう、機構が(2)の貸付をした時は、倒産手続における相殺の禁止等の例外として、相殺等による清算ができる。

4 流動性預金の全額保護に係る特例措置の延長

平成17年3月31日までの間は、現在と同様、当座預金、普通預金等の流動性預金を全額保護する。

5 施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、当分の間、金融機関等の組織再編成を促進するための特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営を期し、もって我が国の金融システムの強化と我が国経済の活性化に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

経営基盤強化を組織再編成と改革方針の策定により金融機関等が収益性の相当程度の向上を図ることと定義するほか、所要の定義規定を設ける。

2 経営基盤強化計画

- (1) 合併等の組織再編成を実施する金融機関等は、収益性の向上等について記載した経営基盤強化計画を提出し、主務大臣の認定を受けることができる。
- (2) 主務大臣は、当該計画が円滑かつ確実に実施されると認められる等の要件に適合すると認めるときは、認定をした上で計画内容を公表する。また、認定を受けた計画の履行状況についての報告等監督上必要な措置を命ずることができる。

3 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置

- (1) 金融機関等が、経営基盤強化計画に従い、営業又は事業の全部又は一部の譲渡により根抵当権を被担保債権とともに譲渡する場合には、異議ある根抵当権設定者が一定

の期間内に異議を述べるべき旨を公告又は催告することにより、異議を述べなかつた場合に根抵当権の移転について根抵当権設定者の承諾があつたものとみなすことができる。

- (2) 協同組織金融機関が、経営基盤強化計画に従い、優先出資を発行する場合には、優先出資の総口数は、普通出資の総口数以内とすることができる。
- (3) 信用金庫及び労働金庫が、経営基盤強化計画に従い、合併等を行う場合には、総会の議決を経て、脱退する会員の持分を消却することができる。

4 組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

- (1) 協同組織中央金融機関は、会員の協同組織金融機関に対し、その協同組織金融機関が経営基盤強化を実施するために必要な指導を行うことができる。また、その指導に基づき協同組織金融機関が実施する経営基盤強化のために優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行おうとするときは、経営基盤強化計画の提出を求めなければならない。
- (2) 預金保険機構の委託を受けた協定銀行は、合併等により低下した自己資本比率を回復するために必要な金額について、経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等が発行する優先株式等の引受け等をすることができる。
- (3) 預金保険機構の委託を受けた協定銀行は、協同組織中央金融機関が会員である協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託した場合に、その信託受益権等を買い取ることができる。
- (4) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、(2)及び(3)の委託等、預金保険機構が行う新たな業務のための借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

5 その他の組織再編成の促進のための特別措置

- (1) 保険事故が発生した日前1年以内に合併等を行つた金融機関等に係る保険金の額についての預金保険法に規定する保険基準額は、合併等の前における金融機関の数に応じて政令で定める金額とする。また、農水産業協同組合貯金保険法においても同様の規定を設ける。
- (2) 協同組織金融機関が合併等をする場合、消滅金融機関の総会員の数が存続金融機関の総会員の数の20分の1を超えない等の要件に該当する場合には、存続金融機関の総会の議決を不要とする。
- (3) 協同組織金融機関の合併又は金融機関等の営業・事業の全部譲渡・譲受けにおいて、官報及び日刊新聞紙で公告を行うときは、債権者に対する個別の催告は不要とする。

6 施行期日等

- (1) この法律は、平成15年1月1日から施行する。ただし、4の(2)から(4)及び5の(1)については、平成15年4月1日から施行する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案 (第154回国会衆第25号)

【要旨】

本法律案は、銀行等の株式等保有制限の実施に伴い、銀行等による株式の処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消するものである場合に、当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図るため、銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）が銀行等以外の会社から銀行等の株式を買い取ることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の業務の追加等

機構の業務に、銀行等以外の会社からの株式の買取り並びに当該会社から買い取った株式の管理及び処分を追加する。

また、これに伴い、機構の目的に関する規定を改正する。

2 銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する規定の新設

(1) 機構は、特別株式買取りを行った場合において、当該特別株式買取りの申込みをした機構の会員からその申込みと同時に当該会員が発行する株式（当該会員を子会社とする銀行持株会社の株式を含む。）の購入の請求があったときは、その株式を、当該特別株式買取りに係る株式を発行する銀行等以外の会社（当該会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるものに限る。以下「発行会社」という。）から買い取ることができる。

(2) 発行会社からの株式の買取りは、(1)の特別株式買取りがあった日から6月以内において、当該発行会社から機構に対して買取りの申込みがあった場合に行うことができる。

(3) 発行会社からの株式の買取りの価額は、(1)による購入の請求をした会員が当該請求と同時に買った特別株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の2分の1の範囲内でなければならない。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
18	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	14. 10.21	14. 11.20	14. 11.26 可決 附帯	14. 11.27 可決	14. 11. 7 特殊法人	14. 11.18 可決 附帯	14. 11.19 可決
			○ 14. 11. 20 参本会議趣旨説明						
19	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11. 7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○ 14. 11. 20 参本会議趣旨説明						
61	預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.25	11.22	12.10 可決	12.11 可決	11. 7 財務金融	11.19 可決	11.21 可決
			○ 14. 11. 22 参本会議趣旨説明 ○ 14. 11. 7 衆本会議趣旨説明						
62	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案	衆	10.25	11.22	12.10 可決	12.11 可決	11. 7 財務金融	11.19 可決	11.21 可決
			○ 14. 11. 22 参本会議趣旨説明 ○ 14. 11. 7 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
154 回 3	地域金融の円滑化に関する法律案	櫻井 充君 外4名 (14. 2. 6)			14. 7.31	未了				
154 回 8	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	江田 五月君 外9名 (14. 3. 25)			7.31	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 送付	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
154 回 25	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案	相沢 英之君 外5名 (14. 5. 31)			14. 11.22	14. 7.30	14. 11.21 可決	14. 11.22 可決	14. 12. 4 財務金融	14. 12.11 可決